

諮問日：令和2年7月29日（令和2年度（検審情）諮問第3号）

答申日：令和3年3月15日（令和2年度（検審情）答申第4号）

件名：さいたま第二検察審査会における特定の審査事件の文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の審査事件に関する文書全部（とりわけ回数・発言等）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、さいたま第二検察審査会（以下「諮問庁」という。）が、「会議録等」を対象文書として特定し、全部不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、対象文書の特定が不十分な点については別紙記載の各文書を対象文書として特定した上で改めて開示不開示の判断をすべきであり、別紙記載の各文書を除く「会議録等」を不開示と判断した点については結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和2年3月26日付けで原判断を行ったところ、開示申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ、開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示申合せにおいては、開示の申出に対し、対象文書の開示が原則とされており、不開示は不当である。不開示の理由として、審査会議が非公開であり、例外がないことが挙げられているが、開示申合せに反する上、ほかの事件では開示されている例もあり、不開示は納得できない。

また、審査申立てから議決までの審査期間が3か月にも満たない短期間であり、審査期間が十分だったのか、検察審査員が本件の内容を理解して判断した

のか疑問であって、適正な審査がされたかを検証する必要がある。

第4 諮問庁の説明の要旨

- 1 原判断においては、本件開示申出文書を、「特定の審査事件に関する検察審査会議の経過や会議における具体的な検察審査員の発言などが分かる会議録や議決書等の開示を求めたもの」と解し、これらの文書を一括して「会議録等」と称して、全部不開示とした。
- 2 一方、検察審査会行政文書の開示手続の対象となる検察審査会行政文書は、検察審査会事務局の職員（以下、単に「職員」という。）が職務上作成又は取得した検察審査会行政事務に関する文書等であって、職員が組織的に用いるものとして、検察審査会が保有するものであるところ、原判断において不開示とした上記の「会議録等」は、審査申立事件に関する文書を指し、検察審査会行政事務に関する文書ではなく、開示手続の対象とはならない。

なお、原判断の理由について、検察審査会議が全て非公開とされ、例外が設けられていないと記載したことは、開示しないこととした理由の説明としては正確ではなく、本件開示申出文書は審査申立事件に関する文書であって、検察審査会行政文書開示手続の対象とはならないと記載すべきであった。

- 3 加えて、本件苦情申出に基づいて開示申出書を再検討し、本件開示申出の対象を、「特定の審査事件に関して何らかの記載がある文書全部」と整理し直すこととした。この整理に基づき、開示の対象となり得る文書の存否を確認したところ、そのような文書が存在すると認められたため、これらの文書を本件開示申出の対象として新たに特定することとし（以下、これらの文書を「本件開示対象文書」という。）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条各号に相当する不開示情報の検討等をした上で、改めて開示不開示の判断をすることとしたい。

なお、本件開示対象文書以外に、本件開示申出文書に該当する検察審査会行政文書は、作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和2年7月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月27日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ | 同年9月29日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年11月24日 | 審議 |
| ⑥ | 令和3年2月8日 | 審議 |
| ⑦ | 同年3月15日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出に係る文書は、特定の審査事件に関する文書全部（とりわけ回数・発言等）とされている。

諮問庁は、本件開示申出文書に関して、「特定の審査事件に関する検察審査会議の経過や会議における具体的な検察審査員の発言などが分かる会議録や議決書等の開示を求めたもの」と理解して、これらの文書を一括して「会議録等」として全部不開示の判断をした。しかし、その後、本件開示申出文書につき、「特定の審査事件に関して何らかの記載がある文書全部」と整理した上で、存在が認められた本件開示対象文書について、法5条各号に相当する不開示情報の検討等をした上で、改めて開示不開示の判断をすることとしたいと説明する。

そこで検討すると、本件開示申出書には、開示を申し出る検察審査会行政文書として、特定の審査事件に関する文書「全部」と記載されているから、「（とりわけ回数・発言等）」と付記されているとはいえ、本件における開示申出の対象を、原判断のように「特定の審査事件に関する検察審査会議の経過や会議における具体的な検察審査員の発言などが分かる会議録や議決書等の開示を

求めたもの」と解した上で、これを「会議録等」と一括したことは相当ではない。

もっとも、諮問庁はその後、本件開示申出の内容を再検討し、その内容を「特定の審査事件に関して何らかの記載がある文書全部」と整理し直している。対象文書の特定に関し、諮問庁において、このような再整理を行ったことは、当初の対象文書の特定が不十分であったことを修正するものとして、妥当なものであるといえる。

そして、諮問庁が再度確認した結果として、本件開示対象文書を対象文書として特定したこと、また、これらの文書以外に対象文書はないと判断したことに、不合理な点は認められない。

したがって、諮問庁も述べているとおり、対象文書を特定し直した上で、改めて開示不開示の判断をすべきである。

2 次に、原判断において、「会議録等」を不開示と判断した点及びその判断に付された理由の内容について検討する。

原判断は、「会議録等」を不開示とする理由について、検察審査会議が全て非公開とされ、例外が設けられていないことを挙げているが、諮問庁は、諮問に際し、これは理由の説明として正確ではなく、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないという説明をすべきであったとする。

検察審査会行政文書の開示手続は、まず、開示申出文書が同手続の対象となるかどうかを検討し、対象文書については、原則として開示するが、法5条に規定する不開示情報に相当する情報があるなどの場合には、当該部分を除いて開示する、とされるものである（開示申合せ第1から第3まで）。

原判断において、検察審査会議が全て非公開とされ、例外が設けられていないことを理由に「会議録等」を不開示とした点は、上記の開示申合せの定めに沿った検討を経ずに全部不開示の判断をしたものではないかという疑念を抱かせるものであって、相当ではない。本件開示申出文書に関する諮問庁の原判

断時における整理及び開示申合せを前提とすれば、諮問庁は、原判断時に、「会議録等」を審査事件の審査活動に関する文書と解した上で判断していたものと解され、そうであるとするれば、これらの文書は検察審査会行政文書の開示手続の対象とならないことは明らかであり、これを理由として全部不開示と判断すべきであったといえる。もっとも、諮問庁は諮問に際し、理由の内容を上記のように改めるとしているので、原判断における全部不開示という判断は、その結論において妥当である。

- 3 以上のとおりであり、諮問庁が本件開示対象文書を対象文書として特定した上で改めて開示不開示の判断をすべきであり、原判断について、「会議録等」を不開示とした点は結論において妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 角 田 正 紀

委 員 神 田 安 積

委 員 野 口 貴 公 美

(別紙) 本件開示対象文書

- 1 審査事件簿
- 2 期日簿
- 3 事件関係書類送達・送付簿
- 4 審査資料受渡簿
- 5 文書発送簿
- 6 文書受理簿
- 7 事件外会議録